

■ 法律を遵守し届出したい！ でも、感染リスクを減らしたい！

■ 新型コロナウイルス感染症の感染防止に伴う消防法令手続について

川崎市消防局では、新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、消防法令手続に伴う各種届出について、次のとおり対応いたします。

▶ 対応

1 郵送による届出

対面による手続きを減らすため、郵送による届出を受付いたします。

2 対象となる届出書類

[対象届出書類一覧\(PDF形式,73.31KB\)](#)

・川崎市ホームページ

該当する手続き、送付先、留意事項等については、右記のQRコードにてホームページを御確認ください。

勤務されている皆様、入居されている方への感染防止をしつつ、法令を遵守するために、ぜひ、御活用ください。



■ 郵送による届出のほかに、消防訓練実施結果報告書などの一部の届出がオンライン申請できます。

■ 概要

川崎市消防局では、火災予防関係の一部の手続について、「[川崎市簡易版電子申請サービス \(LoGoフォーム\)](#)」によるオンライン申請を受付しています。

■ 火災予防関係の手続一覧

次の手続について、「[川崎市簡易版電子申請サービス \(LoGoフォーム\)](#)」によるオンライン申請を受付しています。

該当の手続をクリックすると、オンライン申請のページに移行します。

- [防火管理業務効果報告書](#)
- [消防訓練実施計画報告書](#)
- [消防訓練実施結果報告書](#)
- [資料提出書 \(火災調査関係\)](#)
- [鑑定処分承諾書](#)
- [保管資料受領書](#)
- [り災届出書](#)

・ [川崎市ホームページ](#)



詳細については、右記QRコードにてホームページを御確認ください。
社会環境の変化に伴い申請・届出のオンライン化を進めております。



■ 飛沫防止シートは火災予防に配慮しながら設置！



感染防止をしつつ火災予防に留意することは、勤務されている皆様、入居されている方の命を守る上で重要なことです。

消防庁ホームページ
リーフレット



■ 既存の建物に入居する際は、消防法・建築基準法等を事前に確認！

既存の建物内で、新たに社会福祉施設を開設する場合、その建物に消防用設備等の追加設置が必要となる場合があります。

また、建物によっては、構造等が社会福祉施設として適当でない場合があります。



消防用設備等が適正に設置されていないと、火災時に利用者の安全を確保することができなくなってしまいます。消防職員が立入検査で確認した場合は、消防法令違反として指導・公表の対象となりますので、施設の円滑な運営のためにも管轄消防署で**事前に相談**していただくようお願いいたします。**特に一般住宅を社会福祉施設に改装する場合は、十分御注意ください。**

また、建物構造等が福祉施設に適合するものであるか、計画段階で建築士等に確認するようお願いいたします。

建築基準法の改正により、既存建築ストックを福祉施設に活用しやすくなりましたが、他の法令の規制もありますので、開設・移転前に、必ず御相談ください。



■ 重大な違反があるとホームページで公表されてしまいます！

公表制度とは

建物を利用しようとする者が、建物の防火に係る安全性の情報を入手し、利用を判断できるよう、消防関係法令に重大な違反のある建物等を公表する制度です。

公表対象となる建物は

劇場、遊技場、飲食店、百貨店、旅館、病院、**老人ホームなど**不特定多数の人が出入りする建物

※ 消防法施行令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、**(6)項**、(9)項イ、(16)項イ、(16の2)項及び(16の3)項に掲げる建物

公表方法と公表内容は

- 公表方法
川崎市ホームページ
(<http://www.city.kawasaki.jp/840/page/0000059518.html>)



- 公表内容
建物名称、所在地、違反の内容



公表対象となる違反は

屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備が未設置の場合



さらに、懲役又は罰金刑を受けたり、施設の使用禁止を命じられることもありますのでお気を付けください。

■ 皆様の施設の消火器は最新のものですか！？

旧規格消火器は2021年12月31日までに交換が必要です

消防法令に基づいて消火器の設置が義務付けられている建物等で、2011年1月1日の規格省令改正により既に型式が失効している消火器を継続的に設置できるのは2021年12月31日までです。2022年1月1日以降は、型式が失効した消火器の設置は認められませんので、計画的な交換・リサイクルをお願いいたします。

なお、製造年が2012年以降のものは旧規格消火器ではありません。製造年が2011年以前のものについて、次の内容を確認して下さい。

適応火災マークを確認してください！

適応火災のマーク



文字表示の消火器は、
交換が必要です。



絵表示の消火器は、
今後も設置可能です。



普通火災用

油火災用

電気火災用

11年に渡る経過措置も、令和3年12月31日までの期限が経過しました。今一度、皆様の施設の消火器を御確認ください。



■ 火災通報装置を設置されている施設の皆様は御留意ください！



火災通報装置をご利用されている事業者さまへ

重要なお知らせ



ご利用の火災通報装置^{※1}（以下、通報装置）について、各地域の消防本部における指令台の接続回線の変更時期^{※2}以降、または、固定電話のIP網移行等の時期（2024年1月）以降、以下 01～03 すべての条件に該当する場合、消防機関からの折り返しの連絡を専用電話機で正常に受けられなくなる場合がございます。なお、通報装置から消防機関への通報は可能です。

※1 病院、介護施設などに法令で設置が義務付けられており、NTT固定電話回線に接続して消防機関へ蓄積音声情報により火災を通報するとともに、通話を行うことができる装置

※2 消防本部によって、指令台の接続回線の変更時期は異なります。

詳細は右記QRコードにて、各ホームページに記載されております。
消防からの折り返し連絡を受けられるよう、御対応よろしく申し上げます。



・消防庁ホームページ
特定の型式一覧など



・NTT東日本ホームページ
折り返し不成立の条件や、契約
サービス見直しの問合せ先など



■ 正しく点検し、停電時に備えましょう！

自家発電設備の点検方法が 改正されました。

改正前の 問題点

負荷運転実施の際、**商用電源を停電**させなければ
実負荷による点検ができない場合がある。
また、屋上や地階など自家発電設備が
設置されている場所によっては
擬似負荷装置の配置が困難となり、
装置を利用した点検ができない場合がある。



これらの問題を解消するために、
従来の点検方法のあり方を科学的に検証し、
改正を行いました。

※平成30年6月1日施行



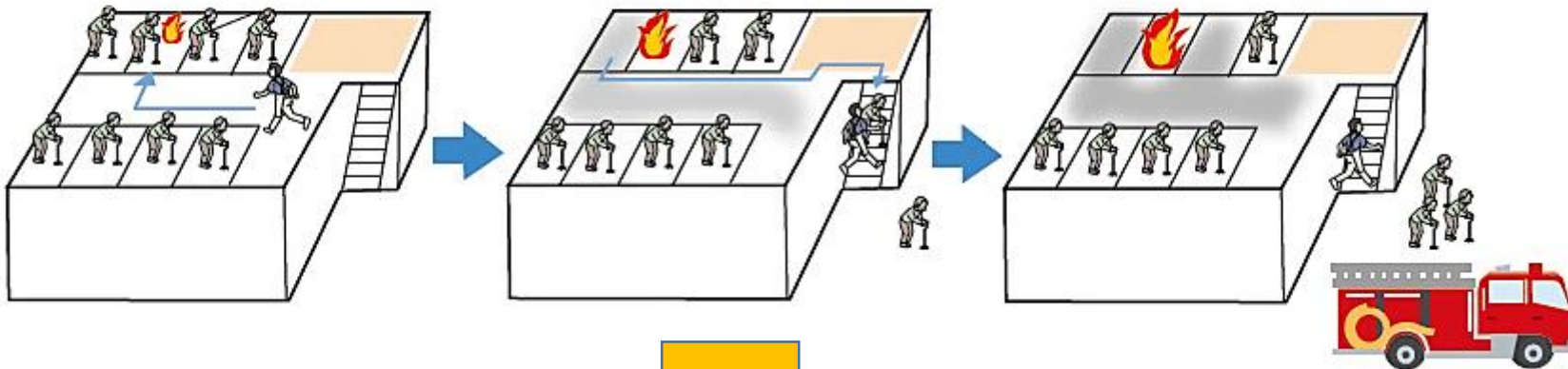
・消防庁ホーム
ページ
リーフレットなど

行政からの依頼を騙ったり、罰則を例に挙げての脅し等、不適切な点検が見受けられます。いつもの業者と思いこまず確認し、高圧的なら警察へ連絡しましょう。

火災発生

消防隊到着

従来の避難



まずは火災室とは対角の居室、階段室などへ避難させ時間を稼ぎましょう。

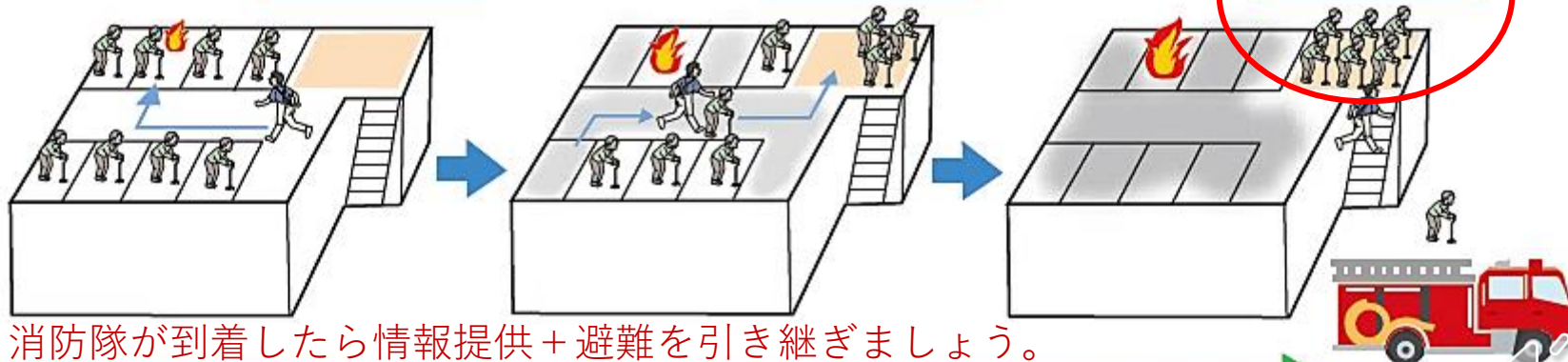
一時待避場所

一時待避場所

一時待避場所

水平避難

(一時待避場所経由)



火災発生

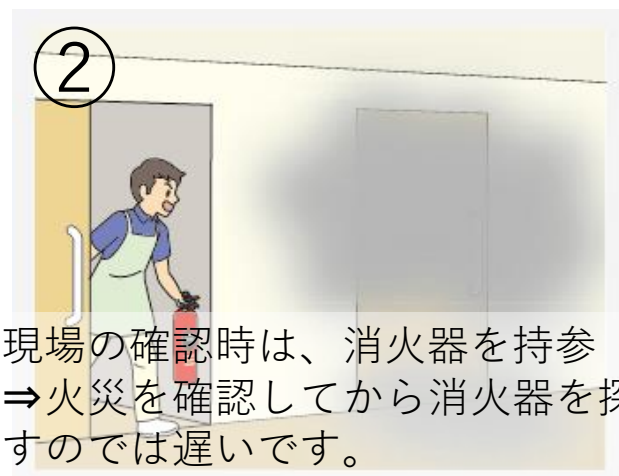
消防隊到着

消防隊が到着したら情報提供 + 避難を引き継ぎましょう。

■ 人手が少ない夜間での避難をイメージしておきましょう！



①
市境での携帯による119は、
近隣都市経由の通報になり、時
間が遅れるので注意が必要です。



②
現場の確認時は、消火器を持参
⇒火災を確認してから消火器を探
すのでは遅いです。



③
木製の扉であっても煙を防げる
ので、必ず閉鎖して避難しま
しょう。



④
廊下の開口部は開放し、煙を逃がし
ましょう。（火災が拡大しそうなら
やめましょう。）

日ごろからのイメージが大切です。皆様の施設に応じた避難方法を検討しておきましょう。

